

大阪市特定不妊治療費（先進医療）助成事業に関するQ&A

No.	質問事項	回答	カテゴリー
1	この助成の概要について	令和4年度から体外受精や顕微授精等の特定不妊治療が保険適用となりました。この助成事業では、その保険診療で受けた体外受精及び顕微授精に併せて実施される、先進医療にかかった費用の一部を助成します。	制度の概要
2	助成の対象となる治療はありますか。	<p>保険診療で行った体外受精及び顕微授精と併用して実施された、先進医療が助成の対象となります。現時点で対象となる先進医療は、以下の13種類となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子宮内膜刺激法（SEET法） 2 タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養（タイムラプス） 3 子宮内膜擦過術（子宮内膜スクラッチ） 4 ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術（PICSI） 5 子宮内膜受容能検査1（ERA） 6 子宮内細菌叢検査1（EMMA/ALICE） 7 強拡大顕微鏡による形態良好精子の選別法（IMSI） 8 二段階胚移植法 9 子宮内細菌叢検査2（子宮内フローラ） 10 子宮内膜受容能検査2（ERPeak） 11 膜構造を用いた生理学的精子選択術 12 タクロリムス投与療法 13 着床前胚異数性検査（PGT-A） <p>今後新たな治療・技術が先進医療として追加される場合もあります。先進医療の最新情報については、厚生労働省のHPをご確認ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan03.html</p>	制度の概要
3	特定不妊治療・一般不妊治療の違いは何ですか。	特定不妊治療とは、不妊治療のうちの「体外受精」や「顕微授精」、一般不妊治療はいわゆる「タイミング法」や「人工授精」のことをさします。	制度の概要
4	「一連の治療」の考え方について教えてください。	治療計画から採卵、体外受精・顕微授精、胚移植、妊娠確認に至るまでの1回の治療、又は採卵をとまなわない胚移植、妊娠確認の1回の治療のことをさします。	制度の概要
5	「治療開始日」「治療終了日」とはいつのことですか。	治療開始日とは、「医師が当該治療を保険診療で実施するための治療計画を作成した日」、または改めて採卵を実施しないものについては当該胚移植に係る治療計画を作成した日」、治療終了日とは、「判定結果に関わらず妊娠判定を行った日、または医師の判断等に基づき治療過程で計画を中止した日」です。	制度の概要
6	助成の対象について	<p>次の要件を全て満たすことが必要になります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請日時点で、夫婦のうちいずれかが大阪市内に住所を有すること 2. 治療開始日時点で夫婦であって、妻の年齢が43歳未満であること 3. 先進医療の実施機関として厚生労働省地方厚生局へ届出又は承認されている医療機関で治療を受けていること 4. 上記3の治療が令和4年4月1日以降に保険診療で実施された特定不妊治療と併用したものであること 5. 助成対象となる治療について、他の自治体で助成を受けていないこと 	制度の概要
7	助成金額について	保険診療で実施された特定不妊治療と併用して実施された先進医療に要した費用の総額に、10分の7を乗じた額（1円未満切り捨て）もしくは5万円（上限）の、いずれか低い方の金額を助成します。	制度の概要
8	助成を受けるにあたっての制限について（年齢・助成回数・所得）	<ul style="list-style-type: none"> ●年齢要件：保険診療として実施される治療の規定に準じます。治療開始日時点における妻の年齢が43歳に満たない方が助成対象となります。 ●通算助成回数：保険診療として実施される治療の回数に基づき、初めての治療開始日時点で妻の年齢が、40歳に満たない方は6回、40～42歳の方は3回となります。ただし、一連の治療を分けて申請することはできません。また、移植に至らない治療についても、医師の判断により中断されたものであれば申請は可能です。その場合も、助成回数は1回とカウントします。そのため必ずしも保険適用回数とは一致しませんのでご了承ください。 ●所得制限：ありません。 	制度の概要
9	申請の締切について	一連の治療が終了した日から1年以内に申請してください。 例えば、治療終了日が2023年4月10日の場合の申請期限は、翌2024年4月9日までとなります。	制度の概要

大阪市特定不妊治療費（先進医療）助成事業に関するQ&A

No.	質問事項	回答	カテゴリー
10	どこに住んでいても申請は可能ですか。	申請日時点で夫婦のうちいずれかが、大阪市に住民登録をされている場合は、申請が可能です。	助成対象者
11	夫婦別々の都道府県・市町村に住んでいます。申請可能ですか。	夫婦別居の場合でも申請可能です。ただしその場合、申請書の夫婦それぞれの氏名欄の右側にあるメイン申請者のチェック欄は、必ず大阪市に住民登録をしている方にチェックをしてください。また、申請の際には夫婦それぞれの住民票の写し（※）をご提出ください。 ※区役所やコンビニ等で取得いただいた原本	助成対象者
12	未入籍の事実婚夫婦です。申請可能ですか。	事実婚夫婦の方も申請可能です。申請の際、夫婦それぞれの世帯全員と続柄が記載された住民票の写しの提出が必須となります。また、夫婦それぞれの戸籍謄本と事実婚関係に関する申立書の提出が必要となる場合があります。 ※実施医療機関において婚姻関係の確認ができている場合は、戸籍謄本と事実婚関係に関する申立書のいずれも必要ありません。	助成対象者
13	外国籍の夫婦です。申請可能ですか。	外国籍の夫婦の方も申請可能です。申請の際に、結婚証明書等婚姻関係を確認できる書類をご提出ください。 ※実施医療機関において婚姻関係の確認ができている場合は必要ありません。	助成対象者
14	今回の治療開始日時点では42歳でしたが、治療が終わる前に43歳になりました。助成対象になりますか。	助成対象です。治療開始日時点で42歳であれば、治療中に43歳になっても助成は受けられます。	助成回数・年齢・金額
15	初めての治療開始日時点では40歳未満でしたが、今は40歳を超えています。助成回数は3回に減ってしまいますか。	初回の治療開始日時点で40歳に満たない方は、通算6回分の申請が可能となり、治療を続ける中で40歳を超えた場合でも、助成回数が減ることはありません。	助成回数・年齢・金額
16	保険適用前の「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成金を受けたことがあります。今回の助成回数に過去の方もカウントされますか。	保険適用前の「不妊に悩む方への特定治療支援事業」で助成を受けた回数は、本事業の助成回数には含めません。	助成回数・年齢・金額
17	他の自治体で、同様の助成金を受けたことがあります。助成回数にカウントされますか。	過去に他の自治体で受けた同様の助成については、本事業での助成回数には含めません。ただし、他の自治体ですでに助成を受けた治療を、再度本事業で二重に申請することはできません。	助成回数・年齢・金額
18	この助成金を受けて妊娠に至り、その後次の妊娠出産に向けて治療を再開しました。過去の治療時の助成回数をリセットできますか。	出産により、過去の助成回数はリセットされます。	助成回数・年齢・金額
19	助成金がいくらになるかわかりません。	医療機関にて作成してもらった受診等証明書の、先進医療部分のみにかかった治療金額の欄に書かれている金額をご確認ください。その金額に「0.7」を掛け算し、1円未満を切り捨てます（この金額をAとします）。 (A) が5万円より少ない場合、支給額は(A) となります。(A) が5万円を超える場合、支給額は5万円となります。	助成回数・年齢・金額
20	一連の治療の中で、先進医療を複数実施しました。助成金はそれぞれの先進医療に対して支払われるのですか。	先進医療1つ1つに対してではなく、一連の治療に対して1回分の助成金を支払います。そのため、一連の治療の中で複数の先進医療を実施した場合は、先進医療にかかった額を合計し、No.19の回答を参考に算出してください。	助成回数・年齢・金額
21	高額療養費制度を使っても、この助成金は受けられますか。	高額療養費制度を利用されても、申請は可能です。 なお、高額療養費制度については、ご加入の健保組合などにお問い合わせください。	助成回数・年齢・金額
22	この助成金を受けても、医療費控除は受けられますか。	医療費控除については、管轄する税務署にお問い合わせください。	助成回数・年齢・金額
23	民間の生命保険における先進医療特約で、保険金として受給しました。助成申請可能ですか。	申請できます。民間の生命保険における先進医療特約の保険金は、他の自治体からの助成金には含まれません。	助成回数・年齢・金額
24	先進医療とは何ですか。	先進医療とは、将来的な保険給付を前提として、保険給付の対象とすべきかどうか有効性及び安全性の観点において評価段階にある、高度の医療技術を用いた治療のことです。保険診療と保険外診療の併用（いわゆる混合診療）は原則として禁止されていますが、先進医療に認められた治療にかかる費用は保険外診療（全額自己負担）ではありますが、保険診療部分は3割負担のままで、保険と保険外を併用しての治療が可能になります。	対象となる治療

大阪市特定不妊治療費（先進医療）助成事業に関するQ&A

No.	質問事項	回答	カテゴリー
25	No.2の回答で示された13種類の先進医療一覧に掲載されていない、新たな先進医療を受けました。助成対象になりますか。	厚生労働省から先進医療として告示される前に当該の治療を受けた場合は、助成対象になりません。今後新たな治療・技術が先進医療として追加された場合は、本市HPでもお知らせします。	対象となる治療
26	現在審議中の先進医療を受けました。助成対象になりますか。	現在審議中の先進医療については、助成対象になりません。	対象となる治療
27	先進医療はどこの病院で受けてもいいですか。	先進医療の実施機関として厚生労働省地方厚生局へ届出又は承認されている医療機関で、先進医療を受けてください。その際、保険診療で行われた特定不妊治療と併用して実施された先進医療だけが、助成の対象となります。 先進医療を実施している医療機関の一覧は、厚生労働省HPにてご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan02.html	対象となる治療
28	No.27の回答で示されたHPに未掲載の病院で先進医療を受けました。助成対象になりますか。	助成対象になりません。厚生労働省に届け出た医療機関以外で先進医療と同様の治療・手術等を受けても、先進医療とは認められないため助成対象外となります。	対象となる治療
29	保険診療で特定不妊治療をし、先進医療は併用しませんでした。助成対象になりますか。	助成対象になりません。この助成制度は、保険診療で実施される特定不妊治療に併せて行われる先進医療についてのみ、助成の対象となります。	対象となる治療
30	全額自己負担で特定不妊治療をし、先進医療を併用しました。助成対象になりますか。	助成対象になりません。この助成制度は、保険診療で実施される特定不妊治療に併せて行われる先進医療についてのみ、助成の対象となります。	対象となる治療
31	保険診療で人工授精（もしくはタイミング法）を実施し、先進医療を併用しました。助成対象になりますか。	助成対象になりません。この助成制度は、保険診療で実施される特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に併せて行われる先進医療についてのみ、助成の対象となります。	対象となる治療
32	保険診療で特定不妊治療をし、先進医療も併用しましたが、移植までは至りませんでした。申請は可能ですか。	移植に至る前に、医師の判断等に基づき、やむを得ず治療を中止した場合は申請が可能です。ただし、保険診療においては、移植に至らない一連の治療は回数にカウントしませんが、本助成事業においては、助成回数としてカウントします。そのため保険適用の回数とは一致しませんのでご注意ください。	対象となる治療
33	助成の対象にならない費用はありますか。	特定不妊治療に直接関係のない各費用については助成の対象外となります。 ＜例：受診等証明書を作成してもらった際にかかる文書作成料、入院時の食事代・差額ベッド代、統合医療（鍼灸治療・マッサージ・サプリメント等）にかかる費用など＞	対象となる治療
34	いつの治療から申請が可能ですか。	令和4年4月1日以降に開始の、保険診療で実施された特定不妊治療と併用して行われた先進医療が助成の対象となります。	対象となる治療
35	夫婦以外の第三者の精子・卵子を用いて治療を行いました。助成対象になりますか。	助成対象外です。	対象となる治療
36	夫婦の受精卵を、妻以外の第三者の子宮に移植して治療を行いました。助成対象になりますか。	助成対象外です。	対象となる治療
37	申請の際に必要な書類について。	以下の書類が必要になりますのでご準備ください。 1. 大阪市特定不妊治療費（先進医療）助成事業申請書（様式第1号）※郵送での提出の場合のみ 2. 大阪市特定不妊治療費（先進医療）助成事業受診等証明書（様式第2号） 3. 大阪市内に住所を有することを証明する書類（住民票の写し等） 4. 夫婦であることを証する書類（戸籍謄本）※必要な方のみ 5. 事実婚関係に関する申立書（様式第3号）※必要な方のみ 6. 振込先金融機関の通帳・キャッシュカード等（任意） なお4・5については、実施医療機関において婚姻関係の確認ができていない場合は提出の必要はありません。 詳しくは、本市ホームページ「 大阪市特定不妊治療費（先進医療）助成事業について 」にてご確認ください。	必要な書類
38	夫婦のどちらが申請者になっても良いのですか。	申請書では「申請者（夫）」「申請者（妻）」としているため、夫婦双方が申請者となります。夫婦それぞれの氏名欄の右側に、メイン申請者のチェック欄がありますので、メインとなる方どちらかにチェックをつけてください。 単身赴任等により夫婦が別居している場合は、大阪市内に住民登録をしている方がメイン申請者となるようにしてください。	必要な書類
39	金融機関の口座名義は誰でもいいですか。	申請者である夫婦のうちの、メイン申請者に設定した方の名義の金融機関口座を指定してください。	必要な書類

大阪市特定不妊治療費（先進医療）助成事業に関するQ&A

No.	質問事項	回答	カテゴリー
40	婚姻後間もないため、金融機関の口座名義が旧姓のままです。申請可能ですか。	可能です。振込口座についての申立書（様式第4号）を提出してください。	必要な書類
41	ゆうちょ銀行に助成金を振り込んでほしいです。支店名や口座番号がわかりません。	ゆうちょ銀行の通帳の1ページ目に、他行からの振込口座として利用する際の支店名や口座番号が書かれているので、そちらをご確認ください。お手元に通帳がない場合は、ゆうちょのホームページで記号と番号を入力して調べることが可能です。 https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/furikomi/kouza/kj_sk_fm_kz_1.html	必要な書類
42	医療機関を受診した際の領収書は提出しなくていいのですか。	提出は必須ではありません。治療金額は医療機関にて発行された受診等証明書をもって確認します。なお、証明書の内容に疑義が生じた場合は、領収書の提出を求める可能性がありますので、申請後も領収書の保管をお願いします。	必要な書類
43	医療機関から受け取った証明書に領収印がありません。このまま提出しても大丈夫ですか。	医療機関に押印を依頼してください。押印が出来ない理由を確認していただき、押印してもらえない場合には、申請者の受け取った領収印のある領収書のコピー等を添付してください。なお、提出された書類は返却できません。	必要な書類
44	住民票の写し・戸籍謄本の記載内容で必要なものは何ですか。	住民票の写し・戸籍謄本ともに、助成金申請の受付日から3か月以内に発行されたものが有効になります。記載事項については、以下の通りです。 住民票の写し：夫婦両方とも記載あり／世帯主・続柄記載あり／マイナンバー記載なし 戸籍謄本：世帯全員記載	必要な書類
45	住民票の写し・戸籍謄本は、コピー機で複写したもので申請は可能ですか。	コピーしたものでの申請は不可です。区役所やコンビニ等で取得いただいた原本を提出してください。	必要な書類
46	住民票の写しは夫婦それぞれ1枚ずつ発行した方がよいですか。	夫婦とも同じ住所地に住んでいる場合、住民票は1枚（夫婦2人分の記載があるもの）で問題ありません。単身赴任等により別居している場合は、夫婦それぞれの住民票の写しを提出してください。	必要な書類
47	配偶者が海外に居住しており、住民票の写しを提出できません。申請は可能ですか。	申請可能です。海外在住のために住民票の写しの提出ができない旨を明記した申立書（様式は特に定めません）を提出してください。	必要な書類
48	住民票で婚姻関係の確認ができるので、戸籍謄本の提出はしなくて大丈夫ですか。	実施医療機関で婚姻関係の確認ができていない場合は、また2回目以降の申請の場合は、提出の必要はありません。 医療機関で婚姻関係の確認が取れていない場合は、戸籍謄本の提出が必要になります。その際にご準備いただく戸籍謄本は、助成金申請の受付日から3か月以内に発行された、世帯全員が記載されているものになります。	必要な書類
49	事実婚夫婦が申請の際に必要な書類は何ですか。	実施医療機関で事実婚関係の確認ができていない場合は、婚姻関係の確認ができる書類の提出の必要はありません。 医療機関で婚姻関係の確認が取れていない場合は、書類の提出が必要になります。その際、重婚していないかの確認と、治療の結果妊娠・出産に至った場合に出生した子について認知する意向の有無の確認が必要になるため、夫婦それぞれの世帯全員が記載された戸籍謄本と、「事実婚関係に関する申立書（様式第3号）」を提出してください。	必要な書類
50	外国籍の夫婦なので、戸籍がありません。婚姻関係の証明はどうしたらいいですか。	実施医療機関で婚姻関係の確認ができていない場合は、婚姻関係の確認ができる書類の提出の必要はありません。 医療機関で婚姻関係の確認が取れていない場合は、結婚証明書など婚姻関係の確認ができる書類の提出が必要になります。	必要な書類
51	どのように申請すればよいですか。	大阪市行政オンラインシステムでご申請いただけます。申請書以外の書類は全て写真撮影した画像を添付して申請することが可能です。 初めてご利用の方はユーザー登録をしてからのご利用となります。ログイン後、「大阪市特定不妊治療費（先進医療）助成事業」のページから入力フォームに必要事項を入力し、申請書以外の書類の画像を添付したら、申請完了となります。 また、郵送の場合は、必要書類を子ども青少年局子育て支援部管理課宛てに送付してください。特定記録郵便等、なるべく記録の残る送付方法でお送りください。普通郵便で送付した際の郵送事故等については、責任を負いかねます。郵送事故等により申請期限に間に合わなかった場合でも、申請の受付はできかねますのでご留意の上でご送付ください。	申請方法

大阪市特定不妊治療費（先進医療）助成事業に関するQ&A

No.	質問事項	回答	カテゴリー
52	申請日はいつになりますか。	行政オンラインシステムによる申請は、申請が完了した日（申請完了画面で「申込番号」が表示されたら申請は受付されています）を申請日として取り扱います。 郵送による申請は、申請書類が子ども青少年局管理課に到着した日を申請日として取り扱います。期限には余裕をもって申請してください。	申請方法
53	提出書類の画像添付で、書類の枚数が多く全て添付できません。どうしたらいいですか。	1つの書類が複数枚あり全て添付しきれない場合は、書類2枚を並べて画像1枚に収まるよう撮影しても構いません。その際、端の方の文字が見切れてしまったり文字が小さく写る恐れがありますので、なるべく明るい場所で、書類2枚がフレームからはみ出ないように、また、文字が読み取れるよう鮮明な画像となるように注意して撮影してください。	申請方法
54	必要書類の発行が遅れていて、申請期限に間に合いそうにありません。どうしたらいいですか。	申請期限に間に合わない旨を、子ども青少年局管理課まで必ず電話【電話番号：06-6208-9966】でのご連絡をお願いします。連絡なき場合の申請期限超過については、いかなる理由においても受付できません。	申請方法
55	申請後に記入間違いや添付書類漏れなどの不備がありました。どうしたらいいですか。	ご自身で気づかれた場合、行政オンラインシステムでの申請の場合は、子ども青少年局管理課までご連絡の上、ご自身で申請の取下げができますので、取下げ後に、再度、修正したもので申請し直してください。郵送の場合は、気づいたタイミングで速やかに正しい書類・不足書類を再送してください。 こちらでの書類審査中に不備を確認した場合は、行政オンラインシステムでの申請の場合は、申請差戻しの処理をします。マイページの「申請状況のお知らせ」より当該の申請を見ていただくと、修正・追加の必要な項目に赤字で表示されますので該当の箇所を修正し、速やかに再申請をお願いします。郵送の場合は、申請書もしくは住民票の写しに記載の住所あてに書類不備のお知らせを郵送でお送りしますので、正しい書類・不足書類を再提出してください。	申請方法
56	書類の不備があり、再度提出します。申請日はいつになりますか。	行政オンラインシステムの場合は、再申請が完了した日、郵送の場合は、再提出した書類が子ども青少年局管理課に到着した日を申請日として取り扱います。再提出については、申請期限を過ぎても取り扱います。	申請方法
57	行政オンラインシステムの申請方法で不明な点があります。どうしたらいいですか。	助成金については、子ども青少年局管理課までご連絡ください。【電話番号：06-6208-9966／メールアドレス： funin@city.osaka.lg.jp 】 行政オンラインシステムの使用方法については、サイト内のヘルプやよくあるご質問のページからご確認ください。 【ヘルプ： https://lgpos.task-asp.net/pr/271004/ea/residents/manual/index 】 【よくあるご質問： https://lgpos.task-asp.net/pr/271004/ea/residents/portal/faq 】	申請方法
58	オンラインで申請しましたが、差戻されました。どうすればいいですか。	差戻し理由や、修正が必要な項目（赤字部分）を参考に修正し、差戻された申請番号で申請してください。新しい申込番号で申請した場合は、差戻された申込番号の申請分の取下げを必ずお願いします。 なお、修正が必要な項目が不明な場合は、子ども青少年局管理課までお問い合わせください。【電話番号：06-6208-9966／メールアドレス： funin@city.osaka.lg.jp 】	申請方法
59	助成金の振込時期はいつごろになりますか。	申請からお振り込みまでは概ね2～3か月程度かかります。申請受付後書類の審査を行い、承認されましたら決定通知書を郵送にてお送りします。承認決定通知書到着から約1か月をめぐり、ご指定の金融機関の口座あてに助成金をお支払いします。なお、年度末などの繁忙期に重なる場合は、さらに時間を要しますので予めご了承ください。	申請方法